

西郷村墓地整備計画

(平成 28 年 2 月 改訂版)

西郷村住民生活課

第1章 計画策定の背景

1. 1 計画策定の背景

西郷村（以下本村という。）は、東北新幹線や東北自動車道と連携した高速かつ広域的交通条件に代表される有利な地理的条件から、県内外からの移住者も多く福島県内でも人口増加率が高い自治体となっている。こうした中で住民の行政に対するニーズは高まり、具体的施策の拡充、道路・上下水道等の整備、文化教育の振興等が叫ばれ、本村では総合的開発計画の実現、住みよい村づくりに努めているところである。しかし、上記のような基本的条件整備は行われているものの人生の終着駅である墓地に着目すると、本村の整備状況は十分とは言えないのが現状である。

人々の価値観やライフスタイルが時間の経過とともに多様化する現代社会では、墓地・埋葬等の在り方についても多様な価値観が出現している。安定的・継続的な墓地供給の義務を持つ地方公共団体として、住民の墓地に対するニーズの変遷を含めた今後の方向性を再確認する必要があることから、本計画を策定するに至った。

1. 2 計画策定の目的

本村は、原中墓地・内山墓地・下新田墓地の3つの公営墓地を有しているが、平成11年以降の整備は行われておらず、平成21年に空き区画が0となって以降は充足率100%の状態が続いている。公営墓地は公共施設であることから、出来るだけ多くの住民が使用できるよう継続的・安定的に墓地を供給し維持管理していくことが求められる。少子高齢化の進行に伴う墓地不足や生活様式の多様化により墓地需要が増加・複雑多様化していくことが確実視される中で、公共施設として安定的に村内の墓地需要に対応していくための施策の検討が必要である。

本計画は、公営墓地の現状の把握と今後発生する課題への対応について、長期的な視点にたって検討することを目的とする。

1. 3 計画の位置付け

本計画は、今後の墓地需要に適切かつ円滑に対応するため、「墓地、埋葬等に関する法律」「西郷村墓地設置及び管理条例」に基づき、本村における公営墓地整備の基本方針を定めるものとする。

1. 4 計画期間

本計画の計画期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とする。なお、計画の進行状況や社会状況の変化などを踏まえ、必要に応じて改定を行う。

第2章 西郷村の墓地の現況

本村の墓地の現状については、公営墓地以外に集落墓地、寺院墓地、部落墓地及び個人墓地が混在している。本村内の墓地は全体で2,850区画あり、そのうち使用区画は2,774区画で充足率は97.3%となっている。

2.1 公営墓地の現状及び課題

本村内の公営墓地は、昭和51年及び同63年に原中墓地、平成9年に西郷村文化センター駐車場整備のための糠塚墓地の移転に伴う内山墓地、同3年及び11年には下新田新白河駅前公園整備のための墓地移転に伴う下新田墓地が整備されており、宗旨宗派を問わず、誰もが利用可能な公益性を有しているが、平成21年に空区画が0となって以降、充足率100%の状態が続いている。

2.2 集落墓地の現況及び課題

本村内の集落墓地は、古くは江戸時代から整備され、現在では54に及び、経営者は西郷村（※）、管理者は地元集落となっている。

現在、集落墓地は若干の区画は残っているものの、地縁血縁などの縁故等を考慮して区画の譲与を行っていることから、新たな村民などに対して譲与される可能性は低い状況となっている。

（※）平成12年に厚生省（現厚生労働省）が示した墓地経営・管理の指針等において、墓地経営主体は市町村等の地方公共団体が原則とされ、これによりがたい事情があっても宗教法人又は公益法人等に限られることとされている。（生衛発第1764号厚生省生活衛生局墓地経営・管理の指針等について）このような経緯から、土地名義は西郷村であるが、管理自体は管理組合としているところが多く、村で管理していないのが一般的である。

2.3 寺院墓地の現況及び課題

本村内には宗教法人が管理する寺院墓地が2か所存在している。寺院が管理運営しているため、代々手厚くお祀りすることが出来ることから希望者も多く空区画も少なくなっている。また、宗旨宗派が限定されており使用には入壇が必要となっていることから、誰もが使用できるわけではない。

2.4 その他の墓地の現状及び課題

墓地、埋葬に関する法律が制定される以前に建てられた個人墓地が旧部落を中心にごく少数点在しているが、現在は使用されておらず行政では把握できていないのが現状であるため、本計画では考慮しない。

第3章 墓地の需要

3. 1 公営墓地造成に係る諸調査

本村では、墓地整備計画の検討のため、平成22年に墓地需要（アンケート）調査を行った。

○アンケート結果の整理

- ・ 性別、年齢などの基本属性について、回答者は男性が69%、女性が31%となっており、年代別でみると50代～60代の回答率が高い結果となった。
- ・ 家族構成について、世帯主である割合が76%と高く、家族構成は「夫婦と子供2世帯」が38%と最も高く、続いて「夫婦だけ」の世帯が25%となった
- ・ 定住の意思について、今後も西郷村に住み続けたいと考えている人の割合は79%となった。
- ・ 墓の取得状況について、村内に墓を所有していない人の割合は回答者全体の56%と半数以上に上った。
- ・ 村内に墓を所有していない回答者のうち、新たに村内に墓地を求めたい人の割合は43%と半数近くに上った。

○住民ニーズの把握

- ・ 墓地の購入を検討し始める年代にある男性からの関心の高さが表れている。
- ・ 継承者の有無にかかわらず村内に墓地を求めたいと考える世帯が多い傾向が見受けられた。
- ・ 「西郷村に住み続けたい人」の割合及び「村内に墓を所有していない人」の割合がともに高いことから、今後、村内における墓地需要はますます増加することが予想される。

3. 2 公営墓地の分譲実績

昭和63年からの公営墓地分譲実績は表3-1のとおりである。

表3-1 公営墓地の分譲実績

| 墓地名 | 分譲期間 | 区画数 | 分譲に要した年数 | 年平均（区画） |
|--------|--------------------|-----|----------|---------|
| 原中第2墓地 | 昭和63年 ～ 平成8年 | 304 | 9 | 33.8 |
| 内山墓地 | 平成9年 ～ 平成21年 | 271 | 13 | 20.8 |
| 合計 | 22年間 | 575 | 22 | 26.1 |

(※) 下新田墓地については、都市計画法により平成3年にそれまでの集落墓地から公営墓地へと変更したため、表から除外している。

3. 3 公営墓地に関する問い合わせ

平成28年2月現在、公営墓地の空区画数は0となっている。平成21年以降空区画がない状態が続いており、村民から年間20件程度の問い合わせがある。

また、近年では平成24年及び平成26年に使用者から公営墓地が返納されたため、空区画を公募しているが、平成24年は1区画の空区画に対して8件、平成26年は2件の空区画にそれぞれに対して16・17件、全体で33件の応募があった。

当選者に確認すると、いずれも父母が亡くなったため、早急にお墓を建立したいとのことであった。

3. 4 公営墓地の必要性

公営墓地は、宗旨宗派を問わず、永続的・公平的に誰もが利用可能な公益性を有していなければならないが、現状として公営墓地の空区画はない。アンケート調査の結果からも、村民の墓地需要は増加することが予想され、また、公営墓地の追加公募の際の倍率が高倍率となっていること及び村民からの問合せも継続してあることから、今後も本村が公営墓地を整備していく必要があると考えられる。

第4章 墓地造成計画

4.1 人口推計

本村の平成27年10月1日時点における人口は19,858人、世帯数は7,459世帯となっている。

平成22年からの推移を見ると全体の人口は増加しているが、平成27年をピークに今後の人口は減少していく。年齢3区分（0～14歳、15～64歳、65歳以上）別人口の推移では、年少人口の構成比は緩やかに減少していくが今後10年間ほどは横ばいであり、平成37年時の人口は、現在人口19,858人と比べ若干の減少方向であるもののほぼ同程度の19,671人で推移するものと予想され、14歳以下の人口は現在の2,906人より215人減少して、2,691人となる。

一方、人口に占める高齢化比率は増加傾向にあり、65歳以上の人口は現在の4,278人から1,125人増えて5,403人となり、高齢化率は6%増の27.5%、30年後の平成57年には全体の32.4%にまで昇り少子高齢化が進行していくことが予想される。

4.2 墓地需要数の予測

多くの市町村で墓地の需要予測がされており、その方法は様々である。本村では3つの方式を用いて墓地需要量数の検討を行った。

4.1の人口推計の結果、高齢者人口はさらに増加傾向にあることから死亡者数の増加に伴い墓地需要も増加すると考えられる。

墓地の需要予測については、3つの方式により予測したが、それぞれの方式により年間需要数が31基/年～58基/年と推計された。

○ 原中第2墓地、内山墓地を全て譲与するのに平均して約11年要しており、本計画の実期間と同等である。本村の実績を鑑みても過剰な整備数ではなく、全て譲与することが可能な区画数が算出されたものと考えられる。

【基本方針】

○ 墓地需要予測から、原中墓地拡張事業の整備区画数を下記のとおり300区画とする。

算定結果 $(25 + 29 + 41) \div 3 = 31$ 基 より

10年間で $310 \div 3 = 300$ 区画

4.2 面積の決定

近隣市町村における公営墓地の整備実績からみても、墓地の区画面積は時代背景とともに縮小傾向にある。前述の通り、墓地区画に広い面積は必要としなくなっていることから、縦幅を横幅と揃えて1.8mとし、区画面積を3.2㎡とする。これは平成24年度時点の福島県の平均値である3.2㎡（1.8m×1.8m）と同等で適正と考えられる。

4. 3 駐車場台数の検討

墓地整備数とともに、造成する駐車場台数についても検討しておく必要がある。

駐車場台数の決定に当たっての明確な基準は存在しないため、既存の公営墓地の総区画数、彼岸・お盆等の最大時駐車台数などを決定根拠とすることができるが、いずれにせよ既存の公営墓地の駐車台数と遜色ない程度の駐車台数を整備しなければならない。

現状の区画数から見ても原中墓地は3つの公営墓地の中心的なものであり、本村の墓地運営の基準となるものであるため、本計画の駐車場台数については原中第1墓地及び第2墓地を基準として決定することとする。

原中墓地を管理している管理組合からは下記の理由により墓地駐車場改善要望が出されている。

- ・彼岸、お盆等の墓地利用ピーク時の路上駐車の多発
- ・墓地へアクセスする村道5033号線が、周辺小中学校への通学路であること
- ・高齢化の影響により、車の利用頻度が増加傾向にあること
- ・墓地利用者、道路歩行者の十分な安全確保が必要であること

墓地管理組合から具体的な要望台数は示されていないが、管理組合からの報告、聞き取り調査と現地調査により、ピーク時には平均で6台程度の路上駐車が発生していることが判明した。

この利用者状況に対応するため、14台分の駐車場を整備することに加えて、車椅子駐車場1台分の計15台分を整備する。

第5章 墓地候補地等の検討

5.1 墓地候補地の検討

墓地候補地の選定にあたっては、福島県墓地、埋葬法等に関する法律施行細則第1条第1項（墓地等設置場所）の規程に従い、次のような条件を踏まえ、衛生上、風教上及び社会的、技術的並びに経済的な観点から検討を行う。

○福島県墓地、埋葬等に関する法律施行細則第1条の1

- ・ 国道、県道その他交通のひん繁な道路、鉄道、軌道又は河川に近接していないこと。
- ・ 官公署、公園、学校、病院その他の公共的施設及び人家の集落から、墓地の場合にあつては、百メートル以上、火葬場の場合にあつては三百メートル以上離れていること。
- ・ 飲用水を汚染するおそれのない位置にあり、かつ、高燥であること。

○墓地候補地の条件

条件1：道路が整備されており、かつ、交通等がひん繁でないこと。

条件2：造成が比較的容易であること。

条件3：隣地の価値を著しく下げず、今後発展性のない土地であり、隣接地の同意が得られること。

条件4：公共的施設及び人家の集落から、百メートル以上離れており、自然環境がよく、閑静な土地であること。

条件5：適正価格を組めること。

墓地が不足している地区を検証した結果、村南部が最も不足していることが判明した。

第6章 計画推進のための今後の取り組み

今後10年間の計画として、緊急性が高いと認められる原中地区（村南部）に公営墓地を整備することとしたが、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化などにより本村を取り巻く状況は目まぐるしく変化していくことが予想される。住民の考え方の変化や多様化する要望に対して、柔軟な対応が求められることから、本件事業の完了後も継続的な情報収集を行い、現状を詳細に把握しておく必要があると考える。

既存の墓地についても、維持管理を適正に行える体制を整えるため、墓地所有者や管理組合との連携を深めていくことが求められる。

墓地の永続的な確保は今後も重要課題の一つとなるため、様々な状況を勘案し、公営墓地の整備に向けて議論していく。